

精神科専門療法

1 002 通院・在宅精神療法（1回につき）

1 通院精神療法

イ（省略）

ロ 区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に行った場合

(1) 60分以上の場合

① 精神保健指定医による場合 650点

② ①以外の場合 550点

(2) 精神保健指定医による30分以上60分未満の場合 550点

ハ（省略）

2 在宅精神療法

イ（省略）

ロ 区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に行った場合

(1) 60分以上の場合

① 精神保健指定医による場合 650点

② ①以外の場合 600点

(2) 精神保健指定医による30分以上60分未満の場合 550点

ハ（省略）

注1から9（省略）

注10 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、1を算定する患者であって、20歳未満のものに対して、精神科を担当する医師の指示の下、保健師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士又は公認心理師等が共同して必要な支援を行った場合は、児童思春期支援指導加算として、次に掲げる区分に従い、いずれかを所定点数に加算する。ただし、イの(1)及びロの(1)については、1回に限り算定する。また、注3又は注4に規定する加算を算定した場合は、算定しない。

イ 児童思春期支援指導加算1

(1) 60分以上の通院・在宅精神療法を行った場合（当該保険医療機関の精神科を最初に受診した日から3月以内の期間に行った場合に限る。） 1,100点

(2) (1)以外の場合

① 当該保険医療機関の精神科を最初に受診した日から2年以内の期間に行った場合 490点

② ①以外の場合 290点

精神科専門療法

□ 児童思春期支援指導

(1) 60分以上の通院・在宅精神療法を行った場合（当該保険医療機関の精神科を最初に受診した日から3月以内の期間に行った場合に限る。） 500点

(2) (1)以外の場合

① 当該保険医療機関の精神科を最初に受診した日から1年以内の期間に行った場合 400点

② ①以外の場合 100点

注11 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、通院・在宅精神療法を行った場合は、次に掲げる区分に従い、いずれかを所定点数に加算する。

イ 早期診療体制充実加算 1

(1) 当該保険医療機関の精神科を最初に受診した日から3年以内の期間に行った場合 50点

(2) (1)以外の場合 15点

□ 早期診療体制充実加算 2

(1) 当該保険医療機関の精神科を最初に受診した日から3年以内の期間に行った場合 20点

(2) (1)以外の場合 15点

ハ 早期診療体制充実加算 3

(1) 当該保険医療機関の精神科を最初に受診した日から3年以内の期間に行った場合 15点

(2) (1)以外の場合 10点

注12（省略）

注13 1の口の(1)の②、1のハの(1)の②、1のハの(2)の②、2の口の(1)の②、2のハの(1)の②、2のハの(2)の②及び2のハの(3)の②において、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合は、所定点数の100分の60に相当する点数を算定する。ただし、当該患者に対して、1回の処方において、3種類以上の抗うつ薬又は3種類以上の抗精神病薬を投与した場合には、算定できない。また、注9に規定する心理支援加算は別に算定できない。

システム対応

① 施設基準

0023	精神科	4296	早期診療体制充実加算 1（通院在宅精神療法）
4263	心理支援加算（通院・在宅精神療法注9）	4297	早期診療体制充実加算 2（通院在宅精神療法）
4264	児童思春期支援指導加算 2	4298	早期診療体制充実加算 3（通院在宅精神療法）
4265	通院・在宅精神療法の注13の施設基準		

精神科専門療法

マスタ

180774810	通院精神療法（初診日・30分以上60分未満・精神保健指定医）	550点
180774910	在宅精神療法（初診日・30分以上60分未満・精神保健指定医）	550点
180775030	通院精神療法（初診日・30分以上60分未満・要件減算・指定医）	275点
180775130	在宅精神療法（初診日・30分以上60分未満・要件減算・指定医）	275点
180775210	児童思春期支援指導加算2（（1）以外の場合）（1以外）	100点
180775310	児童思春期支援指導加算2（3月以内）	500点
180775410	児童思春期支援指導加算2（（1）以外の場合）（1年以内）	400点
180775570	早期診療体制充実加算3（（1）以外の場合）	10点
180775670	早期診療体制充実加算3（3年以内）	15点
180775710	通院精神療法（初診日・60分以上・指定医・通信機）	566点
180775810	通院精神療法（初診日・30分～60分未満・指定医・通信機）	479点
180775930	通院精神療法（初診日）（60分以上）（1以外）（施設基準不適合）	330点
180776030	通院精神療法（30分以上）（1以外）（施設基準不適合）	234点
180776130	通院精神療法（30分未満）（1以外）（施設基準不適合）	174点
180776230	在宅精神療法（初診日）（60分以上）（1以外）（施設基準不適合）	360点
180776330	在宅精神療法（60分以上）（1以外）（施設基準不適合）	324点
180776430	在宅精神療法（30分以上60分未満）（1以外）（施設基準不適合）	234点
180776530	在宅精神療法（30分未満）（1以外）（施設基準不適合）	174点
180776630	家族通院精神療法（30分以上）（1以外）（施設基準不適合）	234点
180776730	家族通院精神療法（30分未満）（1以外）（施設基準不適合）	174点
180776830	家族在宅精神療法（60分以上）（1以外）（施設基準不適合）	324点
180776930	家族在宅精神療法（30～60分未満）（1以外）（施設基準不適合）	234点
180777030	家族在宅精神療法（30分未満）（1以外）（施設基準不適合）	174点

精神科専門療法

1 003-2 認知療法・認知行動療法（1日につき）
1、2（省略）
3 公認心理師による心理支援を伴う場合 330点

システム対応

① 施設基準

4266 認知療法・認知行動療法 3

マスタ

180777110 認知療法・認知行動療法（公認心理師による心理支援） 330点

精神科専門療法

I 012 精神科訪問看護・指導料

1 (省略)

3 精神科訪問看護・指導料(Ⅲ)

イ 保健師又は看護師による場合

(1) 同一日に2人

- ① 週3日目まで 30分以上の場合 580点
- ② 週3日目まで 30分未満の場合 445点
- ③ 週4日目以降 30分以上の場合 680点
- ④ 週4日目以降 30分未満の場合 530点

(2) 同一日に3人以上

- ① 週3日目まで 30分以上の場合 293点
- ② 週3日目まで 30分未満の場合 225点
- ③ 週4日目以降 30分以上の場合 343点
- ④ 週4日目以降 30分未満の場合 268点

(3) 同一日に10人以上19人以下

- ① 月20日目まで 30分以上の場合 290点
- ② 月20日目まで 30分未満の場合 223点
- ③ 月21日目以降 30分以上の場合 280点
- ④ 月21日目以降 30分未満の場合 213点

(4) 同一日に20人以上49人以下

- ① 月20日目まで 30分以上の場合 285点
- ② 月20日目まで 30分未満の場合 219点
- ③ 月21日目以降 30分以上の場合 275点
- ④ 月21日目以降 30分未満の場合 209点

(5) 同一日に50人以上

- ① 月20日目まで 30分以上の場合 275点
- ② 月20日目まで 30分未満の場合 211点
- ③ 月21日目以降 30分以上の場合 265点
- ④ 月21日目以降 30分未満の場合 201点

ロ 准看護師による場合

(1) 同一日に2人

- ① 週3日目まで 30分以上の場合 530点
- ② 週3日目まで 30分未満の場合 405点
- ③ 週4日目以降 30分以上の場合 630点
- ④ 週4日目以降 30分未満の場合 490点

(2) 同一日に3人以上9人以下

- ① 週3日目まで 30分以上の場合 268点
- ② 週3日目まで 30分未満の場合 205点
- ③ 週4日目以降 30分以上の場合 318点
- ④ 週4日目以降 30分未満の場合 248点

(3) 同一日に10人以上19人以下

- ① 月20日目まで 30分以上の場合 266点
- ② 月20日目まで 30分未満の場合 204点
- ③ 月21日目以降 30分以上の場合 256点
- ④ 月21日目以降 30分未満の場合 194点

(4) 同一日に20人以上49人以下

- ① 月20日目まで 30分以上の場合 261点
- ② 月20日目まで 30分未満の場合 200点
- ③ 月21日目以降 30分以上の場合 251点
- ④ 月21日目以降 30分未満の場合 190点

(5) 同一日に50人以上

- ① 月20日目まで 30分以上の場合 251点
- ② 月20日目まで 30分未満の場合 192点
- ③ 月21日目以降 30分以上の場合 241点
- ④ 月21日目以降 30分未満の場合 182点

ハ 作業療法士による場合

(1) 同一日に2人

- ① 週3日目まで 30分以上の場合 580点
- ② 週3日目まで 30分未満の場合 445点
- ③ 週4日目以降 30分以上の場合 680点
- ④ 週4日目以降 30分未満の場合 530点

(2) 同一日に3人以上9人以下

精神科専門療法

- ① 週3日目まで 30分以上の場合 293点
- ② 週3日目まで 30分未満の場合 225点
- ③ 週4日目以降 30分以上の場合 343点
- ④ 週4日目以降 30分未満の場合 268点

(3) 同一日に10人以上19人以下

- ① 月20日目まで 30分以上の場合 290点
- ② 月20日目まで 30分未満の場合 223点
- ③ 月21日目以降 30分以上の場合 280点
- ④ 月21日目以降 30分未満の場合 213点

(4) 同一日に20人以上49人以下

- ① 月20日目まで 30分以上の場合 285点
- ② 月20日目まで 30分未満の場合 219点
- ③ 月21日目以降 30分以上の場合 275点
- ④ 月21日目以降 30分未満の場合 209点

(5) 同一日に50人以上

- ① 月20日目まで 30分以上の場合 275点
- ② 月20日目まで 30分未満の場合 211点
- ③ 月21日目以降 30分以上の場合 265点
- ④ 月21日目以降 30分未満の場合 201点

二 精神保健福祉士による場合

(1) 同一日に2人

- ① 週3日目まで 30分以上の場合 580点
- ② 週3日目まで 30分未満の場合 445点
- ③ 週4日目以降 30分以上の場合 680点
- ④ 週4日目以降 30分未満の場合 530点

(2) 同一日に3人以上9人以下

- ① 週3日目まで 30分以上の場合 293点
- ② 週3日目まで 30分未満の場合 225点
- ③ 週4日目以降 30分以上の場合 343点
- ④ 週4日目以降 30分未満の場合 268点

(3) 同一日に10人以上19人以下

- ① 月20日目まで 30分以上の場合 290点
- ② 月20日目まで 30分未満の場合 223点
- ③ 月21日目以降 30分以上の場合 280点
- ④ 月21日目以降 30分未満の場合 213点

(4) 同一日に20人以上49人以下

- ① 月20日目まで 30分以上の場合 285点
- ② 月20日目まで 30分未満の場合 219点
- ③ 月21日目以降 30分以上の場合 275点
- ④ 月21日目以降 30分未満の場合 209点

(5) 同一日に50人以上

- ① 月20日目まで 30分以上の場合 275点
- ② 月20日目まで 30分未満の場合 211点
- ③ 月21日目以降 30分以上の場合 265点
- ④ 月21日目以降 30分未満の場合 201点

注1から3（省略）

注4 注1及び注2に規定する場合（いずれも30分未満の場合を除く。）であって、複数の看護師等又は看護補助者を訪問させて、看護又は療養上必要な指導を行わせた場合は、複数名精神科訪問看護・指導加算として、同一日に、当該加算又は区分番号C005-1-2に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料の注4に規定する複数名訪問看護・指導加算を算定する患者（同一建物等居住者に限る。）の合計人数に応じて次に掲げる区分に従い、1日につき、いずれかを所定点数に加算する。ただし、ハの場合にあっては週1日を限度とする。

イ 所定点数を算定する精神科訪問看護・指導を行う保健師又は看護師が他の保健師、看護師、作業療法士又は精神保健福祉士と同時に精神科訪問看護・指導を行う場合

(1) 1日に1回の場合

- ① 同一建物内1人又は2人 450点
- ② 同一建物内3人以上9人以下 400点
- ③ 同一建物内10人以上19人以下 340点

精神科専門療法

④ 同一建物内20人以上49人以下 300点

⑤ 同一建物内50人以上 270点

(2) 1日に2回の場合

① 同一建物内1人又は2人 900点

② 同一建物内3人以上9人以下 810点

③ 同一建物内10人以上19人以下 688点

④ 同一建物内20人以上49人以下 607点

⑤ 同一建物内50人以上 546点

(3) 1日に3回以上の場合

① 同一建物内1人又は2人 1,450点

② 同一建物内3人以上9人以下 1,300点

③ 同一建物内10人以上19人以下 1,105点

④ 同一建物内20人以上49人以下 975点

⑤ 同一建物内50人以上 877点

□ 所定点数を算定する精神科訪問看護・指導を行う保健師又は看護師が准看護師と同時に精神科訪問看護・指導を行う場合

(1) 1日に1回の場合

① 同一建物内1人又は2人 380点

② 同一建物内3人以上9人以下 340点

③ 同一建物内10人以上19人以下 280点

④ 同一建物内20人以上49人以下 250点

⑤ 同一建物内50人以上 220点

(2) 1日に2回の場合

① 同一建物内1人又は2人 760点

② 同一建物内3人以上9人以下 680点

③ 同一建物内10人以上19人以下 560点

④ 同一建物内20人以上49人以下 500点

⑤ 同一建物内50人以上 440点

(3) 1日に3回以上の場合

① 同一建物内1人又は2人 1,240点

② 同一建物内3人以上9人以下 1,120点

③ 同一建物内10人以上19人以下 922点

④ 同一建物内20人以上49人以下 823点

⑤ 同一建物内50人以上 724点

ハ 所定点数を算定する精神科訪問看護・指導を行う保健師又は看護師が看護補助者と同時に精神科訪問看護・指導を行う場合

(1) 同一建物内1人又は2人 300点

(2) 同一建物内3人以上9人以下 270点

(3) 同一建物内10人以上19人以下 210点

(4) 同一建物内20人以上49人以下 190点

(5) 同一建物内50人以上 160点

注5 (省略)

注6 注1及び注2に規定する場合であって、夜間（午後6時から午後10時までの時間をいう。）又は早朝（午前6時から午前8時までの時間をいう。）に精神科訪問看護・指導を行った場合は、夜間・早朝訪問看護加算として、同一日に、当該加算又は区分番号C005-1-2に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料の注5に規定する夜間・早朝訪問看護加算を算定する患者（同一建物等居住者に限る。）の合計人数に応じて次に掲げる区分に従い、1日につき、いずれかを所定点数に加算する。

イ 同一建物内1人又は2人 210点

ロ 同一建物内3人以上9人以下

(1) 月15日目まで 210点

(2) 月16日目以降 190点

ハ 同一建物内10人以上19人以下

(1) 月15日目まで 180点

(2) 月16日目以降 130点

ニ 同一建物内20人以上49人以下

(1) 月15日目まで 120点

(2) 月16日目以降 95点

ホ 同一建物内50人以上

精神科専門療法

(1) 月15日目まで 100点

(2) 月16日目以降 80点

注7 注1及び注2に規定する場合であって、深夜（午後10時から午前6時までの時間をいう。）に精神科訪問看護・指導を行った場合は、深夜訪問看護加算として、同一日に、当該加算又は区分番号C005-1-2に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料の注6に規定する深夜訪問看護加算を算定する患者（同一建物等居住者に限る。）の合計人数に応じて次に掲げる区分に従い、1日につき、いずれかを所定点数に加算する。

イ 同一建物内1人又は2人 420点

ロ 同一建物内3人以上9人以下

(1) 月15日目まで 420

(2) 月16日目以降 400点

ハ 同一建物内10人以上19人以下

(1) 月15日目まで 390点

(2) 月16日目以降 230点

ニ 同一建物内20人以上49人以下

(1) 月15日目まで 210点

(2) 月16日目以降 150点

ホ 同一建物内50人以上

(1) 月15日目まで 180点

(2) 月16日目以降 130点

注8から10（省略）

注11 区分番号I016に掲げる精神科在宅患者支援管理料を算定する患者に対して、当該患者に対する診療を担う保険医療機関（訪問看護を行うものに限る。）の保険医が必要と認めて、1日に2回又は3回以上の精神科訪問看護・指導を行った場合には、精神科複数回訪問加算として、同一日に、当該加算又は区分番号C005-1-2に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料の注3に規定する難病等複数回訪問加算を算定する患者（同一建物等居住者に限る。）の合計人数に応じて次に掲げる区分に従い、1日につ

き、いずれかを所定点数に加算する。

イ 1日に2回の場合

(1) 同一建物内1人又は2人 450点

(2) 同一建物内3人以上9人以下 400点

(3) 同一建物内10人以上19人以下 370点

(4) 同一建物内20人以上49人以下 350点

(5) 同一建物内50人以上 330点

ロ 1日に3回以上の場合

(1) 同一建物内1人又は2人 800点

(2) 同一建物内3人以上9人以下

① 月20日目まで 720点

② 月21日目以降 690点

(3) 同一建物内10人以上19人以下

① 月20日目まで 630点

② 月21日目以降 520点

(4) 同一建物内20人以上49人以下

① 月20日目まで 480点

② 月21日目以降 350点

(5) 同一建物内50人以上

① 月20日目まで 410点

② 月21日目以降 300点

注12（省略）

注13 次のいずれかに該当する精神科訪問看護・指導を行う場合、特別地域訪問看護加算として、所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。

イ 保険医療機関の看護師等が、最も合理的な経路及び方法による当該保険医療機関の所在地から患家までの移動にかかる時間が1時間以上である患者に対して精神科訪問看護・指導を行い、次のいずれかに該当する場合

(1) 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関の看護師等が精神科訪問看護・指導を行う場合

精神科専門療法

(2) 別に厚生労働大臣が定める地域外に所在する保険医療機関の看護師等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住する患者に対して精神科訪問看護・指導を行う場合

ロ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関の看護師等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住する患者に対して精神科訪問看護・指導を行う場合であって、次のいずれにも該当する場合

(1) 最も合理的な経路及び方法による当該保険医療機関の所在地から患家までの移動にかかる時間が30分以上である患者に精神科訪問看護・指導を行う場合

(2) 最も合理的な経路及び方法による当該保険医療機関の所在地から患家までの往復にかかる時間及び精神科訪問看護・指導の実施に要した時間の合計が2時間30分以上である場合

注14から18（省略）

精神科専門療法

マスタ

180778910	精訪看 (3)	(准看護師・日50人～・月20日目まで30分以上)	251点
180779010	精訪看 (3)	(准看護師・日20人～・月20日目まで30分未満)	200点
180779110	精訪看 (3)	(准看護師・日10人～・月21日目以降30分未満)	194点
180779210	精訪看 (3)	(准看護師・日10人～・月21日目以降30分以上)	256点
180779310	精訪看 (3)	(准看護師・日10人～・月20日目まで30分未満)	204点
180779410	精訪看 (3)	(准看護師・日10人～・月20日目まで30分以上)	266点
180779510	精訪看 (3)	(准看護師・日50人～・月21日目以降30分未満)	182点
180779610	精訪看 (3)	(作業療法士・日20人～・月20日目まで30分以上)	285点
180779710	精訪看 (3)	(作業療法士・日20人～・月21日目以降30分未満)	209点
180779810	精訪看 (3)	(作業療法士・日50人～・月21日目以降30分未満)	201点
180779910	精訪看 (3)	(作業療法士・日50人～・月21日目以降30分以上)	265点
180780010	精訪看 (3)	(作業療法士・日50人～・月20日目まで30分未満)	211点
180780110	精訪看 (3)	(作業療法士・日50人～・月20日目まで30分以上)	275点
180780210	精訪看 (3)	(作業療法士・日10人～・月21日目以降30分未満)	213点
180780310	精訪看 (3)	(作業療法士・日20人～・月20日目まで30分未満)	219点
180780410	精訪看 (3)	(作業療法士・日10人～・月21日目以降30分以上)	280点
180780510	精訪看 (3)	(作業療法士・日10人～・月20日目まで30分以上)	290点
180780610	精訪看 (3)	(作業療法士・日10人～・月20日目まで30分未満)	223点
180780710	精訪看 (3)	(作業療法士・日20人～・月21日目以降30分以上)	275点
180780810	精訪看 (3)	(精保福祉士・日20人～・月21日目以降30分以上)	275点
180780910	精訪看 (3)	(精保福祉士・日50人～・月21日目以降30分未満)	201点
180781010	精訪看 (3)	(精保福祉士・日50人～・月21日目以降30分以上)	265点
180781110	精訪看 (3)	(精保福祉士・日50人～・月20日目まで30分未満)	211点
180781210	精訪看 (3)	(精保福祉士・日20人～・月21日目以降30分未満)	209点
180781310	精訪看 (3)	(精保福祉士・日20人～・月20日目まで30分未満)	219点
180781410	精訪看 (3)	(精保福祉士・日20人～・月20日目まで30分以上)	285点
180781510	精訪看 (3)	(精保福祉士・日10人～・月21日目以降30分未満)	213点
180781610	精訪看 (3)	(精保福祉士・日10人～・月21日目以降30分以上)	280点
180781710	精訪看 (3)	(精保福祉士・日10人～・月20日目まで30分未満)	223点
180781810	精訪看 (3)	(精保福祉士・日10人～・月20日目まで30分以上)	290点

精神科専門療法

マスタ

180781910	精訪看（3）（精保福祉士・日50人～・月20日目まで30分以上）	275点
180782070	複数名精神科訪問看護・指導加算（ロ・日2回・同一建物内50人～）	440点
180782170	複数名精神科訪問看護・指導加算（ロ・日1回・同一建物内10人～）	280点
180782270	複数名精神科訪問看護・指導加算（ロ・日2回・同一建物内10人～）	560点
180782370	複数名精神科訪問看護・指導加算（ロ・日2回・同一建物内20人～）	500点
180782470	複数名精神科訪問看護・指導加算（ロ・日3回～・同建物20人～）	823点
180782570	複数名精神科訪問看護・指導加算（ロ・日3回～・同建物50人～）	724点
180782670	複数名精神科訪問看護・指導加算（ロ・日3回～・同建物10人～）	922点
180782770	複数名精神科訪問看護・指導加算（ロ・日1回・同一建物内50人～）	220点
180782870	複数名精神科訪問看護・指導加算（ロ・日1回・同一建物内20人～）	250点
180782970	複数名精神科訪問看護・指導加算（イ・日2回・同一建物内20人～）	607点
180783070	複数名精神科訪問看護・指導加算（イ・日1回・同一建物内10人～）	340点
180783170	複数名精神科訪問看護・指導加算（イ・日1回・同一建物内20人～）	300点
180783270	複数名精神科訪問看護・指導加算（イ・日3回～・同建物50人～）	877点
180783370	複数名精神科訪問看護・指導加算（イ・日2回・同一建物内10人～）	688点
180783470	複数名精神科訪問看護・指導加算（イ・日3回～・同建物10人～）	1105点
180783570	複数名精神科訪問看護・指導加算（イ・日2回・同一建物内50人～）	546点
180783670	複数名精神科訪問看護・指導加算（イ・日3回～・同建物20人～）	975点
180783770	複数名精神科訪問看護・指導加算（イ・日1回・同一建物内50人～）	270点
180783870	複数名精神科訪問看護・指導加算（ハ・同一建物内20人～）	190点
180783970	複数名精神科訪問看護・指導加算（ハ・同一建物内10人～）	210点
180784070	複数名精神科訪問看護・指導加算（ハ・同一建物内50人～）	160点
180784170	夜間・早朝訪問看護加算（同一1人又は2人）（精訪看）	210点
180784270	夜間・早朝訪問看護加算（同一3人～・月16日目以降）（精訪看）	190点
180784370	夜間・早朝訪問看護加算（同一3人～・月15日目まで）（精訪看）	210点
180784470	夜間・早朝訪問看護加算（同一10人～・月16日目以降）（精訪看）	130点
180784570	夜間・早朝訪問看護加算（同一10人～・月15日目まで）（精訪看）	180点
180784670	夜間・早朝訪問看護加算（同一20人～・月15日目まで）（精訪看）	120点
180784770	夜間・早朝訪問看護加算（同一20人～・月16日目以降）（精訪看）	95点
180784870	夜間・早朝訪問看護加算（同一50人～・月16日目以降）（精訪看）	80点

精神科専門療法

マスタ

180784970	夜間・早朝訪問看護加算（同一50人～・月15日目まで）（精訪看）	100点
180785070	深夜訪問看護加算（同一建物内1人又は2人）（精訪看）	420点
180785170	深夜訪問看護加算（同一建物内3人～・月16日目以降）（精訪看）	400点
180785270	深夜訪問看護加算（同一建物内3人～・月15日目まで）（精訪看）	420点
180785370	深夜訪問看護加算（同一建物内10人～・月16日目以降）（精訪看）	230点
180785470	深夜訪問看護加算（同一建物内10人～・月15日目まで）（精訪看）	390点
180785570	深夜訪問看護加算（同一建物内20人～・月16日目以降）（精訪看）	150点
180785670	深夜訪問看護加算（同一建物内20人～・月15日目まで）（精訪看）	210点
180785770	深夜訪問看護加算（同一建物内50人～・月16日目以降）（精訪看）	130点
180785870	深夜訪問看護加算（同一建物内50人～・月15日目まで）（精訪看）	180点
180785970	精神科複数回訪問加算（日2回・同一建物内20人～）	350点
180786070	精神科複数回訪問加算（日2回・同一建物内10人～）	370点
180786170	精神科複数回訪問加算（日2回・同一建物内50人～）	330点
180786270	精神科複数回訪問加算（日3回～・同建物3人～・月20日目まで）	720点
180786370	精神科複数回訪問加算（日3回～・同建物3人～・月21日目以降）	690点
180786470	精神科複数回訪問加算（日3回～・同建物10人～・月20日目まで）	630点
180786570	精神科複数回訪問加算（日3回～・同建物20人～・月21日目以降）	350点
180786670	精神科複数回訪問加算（日3回～・同建物20人～・月20日目まで）	480点
180786770	精神科複数回訪問加算（日3回～・同建物50人～・月20日目まで）	410点
180786870	精神科複数回訪問加算（日3回～・同建物10人～・月21日目以降）	520点
180786970	精神科複数回訪問加算（日3回～・同建物50人～・月21日目以降）	300点
180856470	特別地域訪問看護加算口（精神科訪問看護・指導料）	50点

精神科専門療法

1014 医療保護入院等診療料

1 医療保護入院等診療料 1 300点

2 医療保護入院等診療料 2 400点

注1 (省略)

注2 2については、1を算定した患者に対して、多職種で退院支援を行った場合に、入院日から起算して6月までの間は3月に1回に限り、6月以降は6月に1回に限り算定する。

システム対応

① 施設基準

0369 医療保護入院等診療料

0023 精神科

マスタ

180026410 医療保護入院等診療料 1 300点

180787110 医療保護入院等診療料 2 400点